



議員秘書の仕事 ～弁護士の第4の活動領域～



会員 小山 紘一 (66期)

1 議員秘書として始まった弁護士生活

2013年12月の一斉登録の日、私の弁護士生活は議員秘書として始まった。それから現在までの間、最も多くの時間を過ごした場所は、永田町の参議院議員会館である。

2016年7月の通常選挙までは、松田公太参議院議員の政策担当秘書として、その後は、山口和之参議院議員の公設第一秘書として。

2 議員秘書になったきっかけ

議員秘書になったきっかけは、2013年8月に参加した「国会議員政策担当秘書説明会」である。司法修習生だった私は、政策担当秘書に興味を持ち、主催者の日本弁護士政治連盟に履歴書を送った。そうしたところ、それを目にした松田公太参議院議員の事務所から連絡があり、二度の面接を経て採用となった。

3 議員秘書とは

議員秘書とは、国会議員の秘書のことで、公設と私設の区別がある。

公設秘書は、国費から給与が支払われる国家公務員であるため、報酬額等は法律に基づいて定められ、採用制限(65歳以上不可、配偶者不可)と人数制限(政策担当・公設第一・公設第二それぞれ1名まで)がある。政策担当秘書のみ、資格制限がある。

私設秘書は、私費から給与が支払われ、報酬額等は各議員との契約に基づいて定められ、採用制限や人数制限はなく、資格制限もない。

4 政策担当秘書資格を取得するには

政策担当秘書資格を取得するには、「政策担当秘書資格試験」に合格するか、「選考採用審査認定」を受ければよい。

司法試験合格者であれば、合格証明書を提出し、簡単な口述審査に臨めば、後者の方法で資格を取得できる。

5 議員秘書の仕事内容

議員秘書の仕事内容は、会議や行事への代理出席、各種原稿の作成、国会質問の準備、政策の立案、法律案の起草、政府との折衝、来客や電話の応対、選挙対策、政治資金の調達と管理、取材への対応等、多岐にわたる。

担当業務が、採用された立場(公設・私設、政策担当・公設第一・公設第二)によって自動的に決まるということはない。完全に議員の意向次第であり、政策に全く関与していない政策担当秘書もいる。

6 公設秘書と弁護士業の両立

公設秘書は国家公務員だが、議員の許可があれば兼職できる。そのため、公設秘書になったとしても、弁護士業との両立は可能である。

私は、採用面接時に兼職の許可を得た。当初は難しかったが、現在は、弁護士業にかなり時間をさけるようになっている。

7 弁護士の第4の活動領域

国会では、官僚が作成した内閣提出法案(閣法)が中心案件となっている。しかも、その大半が原案のまま成立しており、立法を通じて行政機関を民主的にコントロールできているのか、甚だ疑問の状況である。

このような現状を変えるには、①議員立法を増やすか、②閣法に対して、恣意的な法律運用の余地をなくすために、条文の確認・修正を徹底する必要がある。

どちらも専門的知識・能力が必要であり、法律専門家のサポートなくしては難しいが、議員秘書として弁護士がいれば対応できる。

私は、議員事務所が、法律事務所、企業、官公庁に次ぐ弁護士の第4の活動領域となれば、国会の行政監視機能の強化にもつながると考えている。是非、多くの弁護士に議員秘書をご検討頂きたい。